

坂城町教育委員会告示第3号

坂城町幼稚園等副食費補助金交付要綱（令和7年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 5月 9日

坂城町教育委員会  
教育長

第5条第1号中「240円に補助金を受けようとする月の給食実施日数を乗じた額」を「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2に規定する当該施設の副食費徴収免除加算額（各月の給食実施日数は20日を上限とする）」に改め、「とし、その額が3,200円を超える場合は3,200円」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。